

- 1 広告が禁止される事例
- 2 広告可能事項の不適切事例と省令禁止事例
- 8 自由診療に関する限定解除要件について
- 4 広告にあたって注意が必要な事項

2023

6

JUN

☆ 広告が禁止される事例

医療に関する広告規制の見直しを含む医療法の改正が平成29年に行われ、平成30年6月に施行されました。それまでの広告規制の対象範囲が「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイト等による情報提供も規制の対象となっています。

厚生労働省では、ネットパトロールにおいて蓄積された実際の事例等をもとに、個々の 事例を分かりやすく解説する「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」を公開 し、医療広告規制の更なる理解を図っています。

1|ウェブサイトの監視体制

厚生労働省では、医療機関のウェブサイトにおいて不適切な表示が認められる等を踏ま え、「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始し、広く一般の方からも通報 を受け付けるなど医療機関のウェブサイトの監視体制を強化しています。

監視体制強化のイメージは、次のとおりです。

■医業等に係るウェブサイトの監視体制強化のイメージ

②規制の周知等 4実態把握 ①広告等の監視 ③情報提供 自治体に対する情 医業等に係るウェ 不適切な記載を認めた 改善が認められな 場合、当該医療機関等 い医療機関を所管 ブサイトが医療広 報提供の後の改善 状況等の調査を行 告規制等※に違反し に対し規制を周知し、 する自治体に対す ていないかを監視 自主的な見直しを図る る情報提供

※医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドライン



厚生労働省:医療広告の監視指導体制強化について

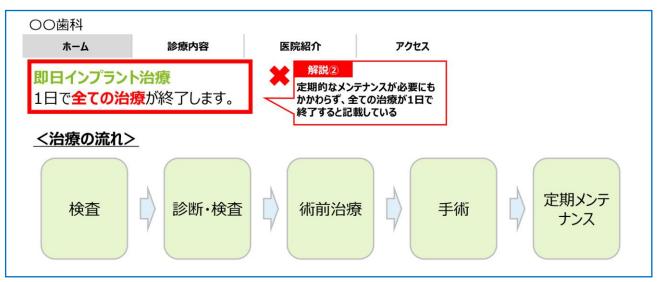
2|広告が禁止される事例

(1)治療内容・期間の虚偽(虚偽広告)

医療広告ガイドラインでは、「絶対安全な手術」等は医学上ありえないため、虚偽広告と して取り扱われています。

また、治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、短期間で終了するというような内容の表現を記載している場合には、虚偽広告として取り扱うこととされています。

■実態と異なり、全ての治療が短期間で終了するような表現



厚生労働省:医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書 より

(2)データの根拠を明確にしない調査結果(虚偽広告)

調査結果等の引用による広告について、データの根拠(具体的な調査方法等)を明確に しないで、データの結果と考えられるもののみを示すものについては、虚偽広告として取 り扱われます。

■データの根拠を明確にしない治療の効果



(3)最上級の比較(比較優良広告)

最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現は、客観的な事実であった としても、禁止される表現に該当します。

■最上級の表現

施設の規模	本グループは全国に展開し、 <mark>最高</mark> の医療を広く国民に提供しています。	
人員配置	当院は、 <mark>県内一</mark> の医師数を誇ります。	
医療内容	当院は〇〇施術において <mark>日本</mark> 一の実績を有しています。	

(4)他の医療機関と比較した表現(比較優良広告)

特定または不特定の他の医療機関と自らを比較の対象として、料金、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの医院が他の医院よりも優良である旨の記載は医療に関する広告としては認められないとされています。

■他の医療機関と比較した表現

●料金表

県内で同じ治療を提供している「□□**医院様」や「△△クリニック様」よりも安く**受診できます!

〇〇治療	□□医院様	△△クリニック様	当院
	45,000円	50,000円	39,000円

××治療	□□医院様	△△クリニック様	当院
(a)	20,000円	17,500円	15,000円

診療について

医療内容 当院は他の医院と比較して、インプラント手術成功率が高いです。

(5)著名人との関係性強調(比較優良広告)

著名人との関係性を強調するなど、患者等に対して他の医院より著しく優れているとの 誤認を与える恐れがある表現は、患者等を不当に誘引する恐れがあることから、比較優良 広告として取り扱うことになっています。

■芸能人や著名人が患者である旨の表現

<当院からのお知らせ>



2021年〇月〇日

サッカー選手の〇〇選手に患者第1号になっていただきました 写真は〇〇選手来院時に撮影致しました。

△△チームに所属する ○○選手

2 広告可能事項の不適切事例と省令禁止事例

「1|広告可能事項の記載が不適切な事例

広告可能事項においても、その記載方法について様々な制限が課されています。

自由診療では、医薬品医療機器等法で承認された医薬品または医療機器をその承認等の 範囲で使用した場合、治療に公的医療保険が適用されないことや標準的な費用を記載しな ければなりません。

また医療従事者の専門性資格の表現や、限定解除要件を満たした場合かつ禁止される広告に該当しない場合は、記載できます。

医療従事者の専門性資格については、厚生労働大臣が届け出を受理した専門性資格についての広告は可能ですが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が記載されていない場合は、広告できません。

■医療従事者の専門性資格



2|省令禁止事項

(1)ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前または術後の写真に通常必要とされる治療 内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情 報を付すことにより広告が可能になります。

広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等 を考慮して、誤認を与えないよう配慮する必要があります。

■ビフォーアフター写真において誤認を与える恐れのある表現と改善例

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容に ついて患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。



ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通 常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主 なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより 広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



歯科経営情報レポート

副作用等の情報を付す必要がある。

(2)体験談の内容を編集している違反例

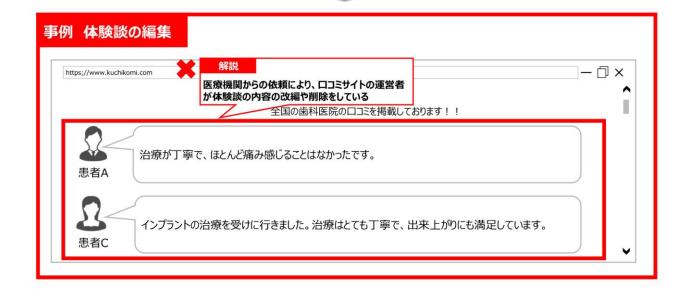
医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談については、医療機関からの 影響を受けずに患者やその家族が行う推薦に留まる限りは、誘引性は生じず、医療広告に 該当しません。

しかし、当該ウェブサイトの運営者が、医療機関からの依頼によって、体験談の内容を 改編したり、否定的な記事の削除や肯定的な記事を優先的に上部に表示するなど、医療機 関の有利にはたらくよう編集している場合は、医療広告に該当するため禁止されます。

■体験談の内容を編集している違反例



医療機関からの依頼を受けて口コミサイト 運営会社が体験談の内容を編集



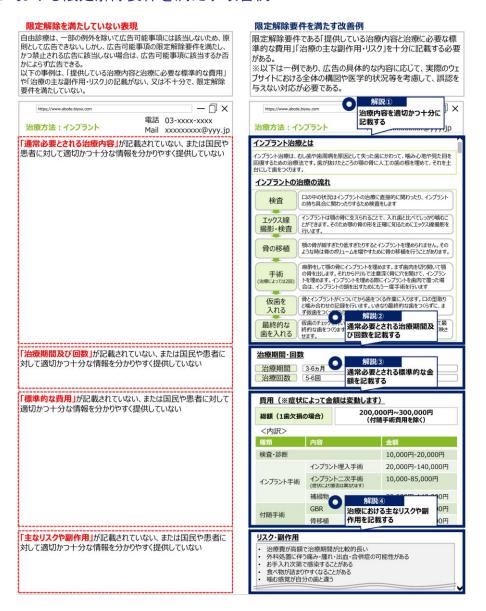
3 自由診療に関する限定解除要件について

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できませんが、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できることになっています。

「1|自由診療における限定解除の改善例

限定解除要件となっている「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要があります。

■自由診療における限定解除要件を満たす改善例



2 自由診療における通常必要とされる治療等の内容

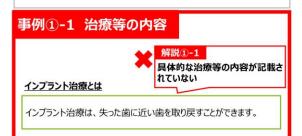
限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要があります。

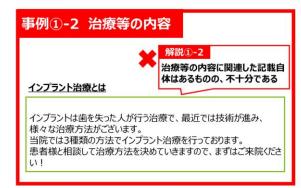
医療広告ガイドライン上で内容の記載が不十分であれば、限定解除要件を満たしていない違反広告となります。

■自由診療における通常必要とされる限定要件を満たした改善例

限定解除要件を満たしていない表現

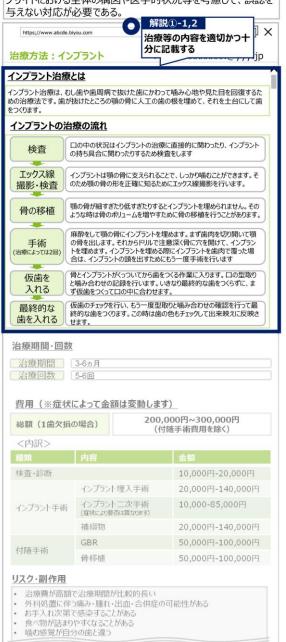
医療広告ガイドライン上で必要とされている「通常必要とされる治療等の内容」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。





限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要がある。 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を



〔3|自由診療における標準的な費用

自由診療において、限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要があります。ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であると、限 定解除要件を満たしていない違反広告となります。

■自由診療における標準的な費用の表現を満たす改善例

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。



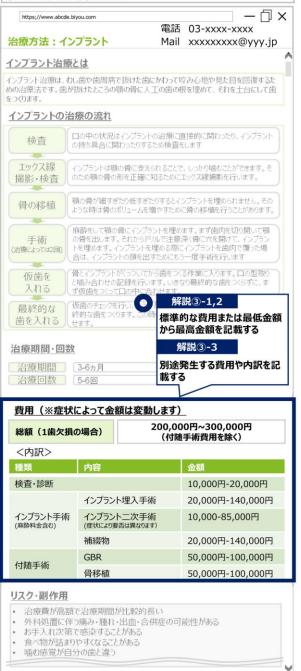




限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



4 広告にあたって注意が必要な事項

医療広告ガイドラインでは、広告してはならない診療科名や提供される医療とは直接関係のない事項によって来院を誘引する表現、イベント等による品位を損ねるあるいはその恐れのある広告は行うべきではない、とされています。

「1|どの治療を提供するかという点が明確ではない診療科名の表現

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々な治療の方法が含まれ、 そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない名称について、提供する治療の 内容が記載されておらず不明確であり、誤認を与える可能性があるため広告できません。

■広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例



(1)内容が虚偽または客観的事実であることを証明することができないもの

ホームページに掲載された内容が虚偽にわたる場合、国民・患者に著しく事実と相違する情報を与え、国民・患者を不当に誘引し、適切な受診機会を喪失させたり、不適切な医療を受けさせたりするおそれがあるものは違反となります。

■虚偽、客観的事実と証明できないもの

- ●加工・修正した術前術後の写真等の掲載
- ●当院では、絶対安全な手術を提供しています
- ●どんなに難しい症例でも必ず成功します。
- ●一日で全ての治療が終了します(治療後の定期的な処置等が必要な場合)
- ●○%の満足度(根拠・調査方法の提示がないもの)
- ●当院は、○○研究所を併設しています(研究の実態がないもの)
 - ⇒虚偽にわたるものをホームページに掲載した場合等には、医療法以外の法令により規制される。

(2)他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの

特定または不特定の他の医療機関(複数の場合を含む)と自らを比較の対象とし、優良である旨の表現や著名人との関連性を強調するような表現は違反となります。

■他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの

- ●○○の治療では、日本有数の実績を有する診療所です
- ●当院は県内一の医師数を誇ります
- ●芸能プロダクションと提携しています
- ●著名人も○○歯科医師を推薦しています
 - ⇒これらの表現は、仮に事実であったとしても、国民・患者に対して他の医療機関よりも著し く優れているとの誤認を与えるおそれがあるものとして取り扱うべき

(3)内容が誇大なものまたは医療機関に都合が良い情報等の過度な強調

任意の専門資格、施設認定等、手術・処置等の効果・有効性、医療機関にとって便益を与える体験談の強調や提供される医療の内容とは直接関係のない事項による誘因は違反となります。

■内容が誇大なものまたは医療機関にとって都合が良い情報等の過度な協調

- ●知事の許可を取得した診療所です
- ●歯科医師数○名(意図的に古い情報等を掲載しているもの)
- ●○○学会認定医(活動実態のない団体による認定)
- ○○協会認定施設(活動実態のない団体による認定)
- ●○○センター(医療機関の名称または医療機関の名称と併記して掲載される名称)
- 加工・修正した術前術後の写真等(再掲載)
- ●患者の体験談や感想のみを掲載
- ●無料相談をされた方全員に○○をプレゼント

(4)早急な受診を過度にあおる表現または費用の過度な協調

患者に対して早急な受診を過度にあおる表現、費用の安さ等の過度な強調・誇張等については、不当に誘引する恐れがあることから違反となります。

■早急な受診を過度にあおる表現または費用の過度な強調

- ただいまキャンペーンを実施中
- ●期間限定で○○療法を50%オフで提供しています
- ●○○治療し放題プラン
- ●自由診療の○○術 1か所○○円

(5)医療機関への受診や特定の手術・処置等の実施を不当に誘導するもの

科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、国民・患者の不安を過度にあおるなどして不当に誘引することは違反となります。

■医療機関への受診や特定の手術・処置等の実施を不当に誘導するもの

- ●○○の症状のある二人に一人が○○のリスクがあります
- ●こんな症状が出ていれば命に関わりますので、今すぐ受診ください
- ●○○術は効果が高く、おすすめです。
- ●○○術は効果が乏しくリスクも高いので、新たに開発された○○術をおすすめします。

■参考資料

厚生労働省:医療広告の監視指導体制強化について

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書(第2版)

歯科経営情報レポート

「医療広告規制における事例解説書」に学ぶ、ウェブサイト広告の留意ポイント

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町 456 番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。